

青森県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、青森県におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であって、その一方又は双方が「性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。）が異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識のことをいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを本要綱に基づいて知事に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか、又は、県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、パートナーシップの宣誓をしようとする者が自ら記入することができないと認めるときは、宣誓しようとする者及び職員の立会いの下に、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 知事は、宣誓しようとする者が宣誓書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他、官公署が発行した資格証明書であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に準ずるものとして、知事が認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

(県内への転入)

第6条 宣誓しようとする者のうち、双方が県外に在住しており、今後、一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓した者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ交付するものとする。ただし転入予定者に対しては、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があつたときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 知事は、前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、紛失、毀損その他の事情により当該受領証の再交付を希望するときは、書類の保存期間内に限り、受領証を再交付するものとする。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請については、第4条第2項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき
- (2) 受領証を不正に利用したとき

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く）
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (4) 第3条のいずれかの規定に該当しなくなったとき

2 知事は、宣誓書の内容に虚偽があった、又は受領証を不正に利用したと認めるときは、当該受領証の返還を求めるものとする。

3 第1項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(事前調整)

第11条 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓する日時等について知事と調整するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第12条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。